

件名：海外在留邦人等向けワクチン接種事業（実施期間及び小児接種の追加接種（3回目接種）開始）

●ポイント

羽田空港及び成田空港で実施している海外在留邦人向けワクチン接種事業に関し、以下のとおりお知らせします。

●本文

1 本年度については2023年3月までは両空港での接種会場を運用する見通しとなっています。本事業の実施について新たな決定等がある場合にはお知らせいたします。

2 9月6日、日本国内で5～11歳に対する新型コロナワクチンの3回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始することとなりました。（小児用ファイザーのワクチンを使用）。また、小児に対する1・2回目接種についても引き続き実施いたします。

接種対象は、5～11歳の海外在留邦人等であって、小児用ファイザーのワクチンによる2回目の接種から5か月以上が経過した者となります（1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種）。

3 本事業により接種を希望する場合には、日本入国時の水際対策措置にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立てていただきますようお願いいたします。

詳細については以下の外務省海外安全ホームページに掲載していますのでご確認くださいませと幸いです。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>